

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

尾花沢市長 結城 裕

市町村名 (市町村コード)	尾花沢市 (06212)
地域名 (地域内農業集落名)	福原地区 (野黒沢、名木沢・西野野・大海平・芦沢駅前、芦沢、毒沢、荻袋、荻袋開拓、寺内・西原、南沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月27日 (第 1 回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では、水稻を基幹作物としているが、地区内には河川の増水等により冠水のリスクが高い地域もある（本年7月下旬の大雪により農地への流木等の被害が発生）。また、水稻にスイカを組み合わせた経営が多いが、そば、露地野菜、花き・花木、たらの芽等の作付けと、一部の農家で畜産（繁殖・肥育）を組み合わせた複合経営を行っている。

担い手が少ない地域では、水田の区画が狭小で、耕作面積が小規模な農家が多く、かつ圃場も分散しているため、生産効率が悪い状況にある。このため、かなり前から耕作放棄地が目立つようになってきている。さらに、農業機械の共有化の取り組みも少なく、10年後に農業の後継者となる者もかなり少ない状況にあるため、今後、離農や耕作放棄地が必然的に増加するものと思われる。

一方、担い手が多い地域では、徐々に離農が増えるにつれて、その農地を地元の担い手が集積・集約化している。しかし、そういった地域では、地元の担い手が規模拡大し過ぎて、手が回らなくなるようなことが今後起きないか危惧されている。

年々有害鳥獣による被害が増加しており、被害防止に努める必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区内の担い手が少ない地域では、規模拡大の意向を示す担い手もいるので、水田の基盤整備を行うことで、水田の集約化・規模拡大を図り、地域内外の担い手を受け入れやすい環境づくりを進める必要があると考える。一方、担い手が多い地域では、地域内の担い手が優先的に農用地を集積・集約化していくこととする。

当地区で取り組みが多い「水稻+すいか」については、今後も良質土壌での良食味を売りにした販売に取り組んでいくが、すいかの栽培面積の拡大は限界があるため、将来的には、土地利用型作物（米や麦など）の中から、当地区に合った、大規模に機械化できる作物の導入を検討する必要があると考える。

また、地域農業の将来像としては、農地の土質に合った作物を、作物ごとに団地化することを目指す。さらに、コストを下げる取り組みとして、合理的栽培方法の確立と低コスト資材の調達を今後進めていくと共に、農産物の加工販売等への取り組みについても検討を進めていく。

中山間地直接支払交付金などを活用し、引き続き農地保全に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,668 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,668 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とその周辺（現在、農業が行われている農地）を、「農業上の利用が行われる農用地等の区域」とする。

「保全管理等が行われる区域」の設定については、今後の検討事項とするが、耕作放棄地になっている農地については、獣害防止対策として、自動草刈機を共同購入するなどして保全・管理していくことを検討していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

既に地域の担い手によって、農地の集積・集約化が進んでいる地域・集落もあるが、担い手が少ない地域では、地区の内外を問わず、やる気のある担い手への農用地の集積・集約化を目指す。

また、土質に合わせた作物を作付けすることにより、自然に作物ごとの集約・団地化が図られると考える。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

特に他の地区からの入作の際の農用地の貸し借りや、遊休農地の解消などに役立つと考えられることから、農地中間管理機構を活用した担い手への農用地の集積・集約化を進めていくこととする。また、今後も農地法3条による相対の貸し借りも可能だが、相対の貸し借りを行う際は、担い手への農用地の集積・集約化を妨げないようとする。

(3) 基盤整備事業への取組方針

小区画の水田が多い地域では、生産効率の向上を図るため、農家負担ゼロの「農地中間管理機構関連農地整備事業」を活用した基盤整備も含めて、他の地区的実施状況などを見ながら、今後、検討を進める。

将来的には、基盤整備を行ったほ場で、さらに生産効率の向上を図るため、スマート農業に取り組むことも目指す。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

各種農業団体や県などの指導機関との連携を強化して、多様な経営体の確保・育成を図っていく。可能な限り集落・地域内の確保・育成を進めつつ、集落・地域の状況によっては地区外からの受け入れも行って育成していく。

法人経営体においては、多様な作物を作付けしている法人もあるので、そういう法人で可能であれば、新規就農者向けの農地の貸付けや栽培技術の指導等を行うことにも取り組んでいく。

また、農繁期の人手不足対策として、DAYワークなどの利用も含めて対応していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業用機械の過剰投資を抑え生産コストを下げるため、農業支援サービス事業者等の有効活用を図っていく。転作作物の「そば」を生産する際には、転作組合が複数あるので今後も活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ① 今後も被害が増えると想定されることから、被害が多い水田や畑に電気柵を設置して被害を防止する。
- ② 可能な範囲で農薬使用を抑えるとともに、堆肥の散布や局所施肥により減化学肥料に取り組んでいく。
- ③ ドローンや自動操舵農機具の導入を検討していく。
- ⑦ 中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用した取り組みとして、今後も除草による農地の保全や水路の管理などに取り組んでいく。
- ⑧ **ライスセンターなど共同施設を設置し、共同経営、地域連携を図る。**